

プレスリリース

令和8年2月5日

防災くらし安心部

報道関係者 各位

令和8年1月21日からの大雪に係る災害救助法の適用について

令和8年1月21日からの大雪により、多数の県民が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じていることから、下記のとおり災害救助法の適用を決定しましたので、お知らせします。

災害救助法 適用市町村	適用月日	被害の状況等	備考
新庄市			
最上郡舟形町	2月4日		
最上郡鮎川村			
<u>尾花沢市</u>		令和8年1月21日からの大雪により、これを放置すれば住家が倒壊するおそれがあり、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。	災害救助法施行令第1条第1項第4号適用
<u>北村山郡大石田町</u>			
<u>最上郡金山町</u>			
<u>最上郡最上町</u>			
<u>最上郡真室川町</u>	2月5日		
<u>最上郡大蔵村</u>			
<u>最上郡戸沢村</u>			
<u>西置賜郡小国町</u>			
計 11 市町村 【追加適用（下線部）：8 市町村】			

以上

【問い合わせ先】

防災くらし安心部防災危機管理課

課長補佐（防災担当）板垣

電話 023-630-2230

〔広報監〕防災くらし安心部次長 岩瀬